

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1. 条例改正の概要

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)」の一部改正により、他の保健医療機関等からの紹介なしに受診した患者から徴収する選定療養の金額等が見直されたことに伴い、県立総合病院における非紹介患者初診加算料および再診加算料等を改定するため、「滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)」の一部を改正しようとするもの。

(1) 初診・再診時の選定療養の概要

- ・ 初診・再診時の選定療養とは、初期の治療を行う地域の医院・診療所と、高度で専門的な治療を行う病院の機能分担を目的として厚生労働省が制定した制度であり、他病院からの紹介なしに特定機能病院や一般病床200床以上の地域医療支援病院を受診した場合に、保険適用の初診料・再診料とは別に患者から料金を徴収することが義務付けられている。
- ・ なお、徴収する金額は、厚生労働省告示に定める額以上としなければならない。

(2) 令和4年度の国の改正概要(令和4年10月1日適用開始)

当該告示の一部改正により、初診・再診時の選定療養の金額が以下のとおり改定された。

(現行)

	医科	歯科
初診	5,000円	3,000円
再診	2,500円	1,500円

(令和4年10月1日以降)

	医科	歯科
初診	7,000円	5,000円
再診	3,000円	1,900円

2. 県立総合病院における改定の考え方

- ・ 県立総合病院は一般病床200床以上の地域医療支援病院であり、当条例において、「非紹介患者初診加算料」および「再診加算料」として選定療養の金額を定め、対象患者から料金を徴収している。
- ・ 金額については、これまで、厚生労働省告示で定められた額に消費税を加えた額としていたが、医科の非紹介患者初診加算料については、外来機能の明確化および医療機関間の連携を推進する観点から11,000円とし、その他については、これまでと同様の考え方で、下表のとおり改定する。

種別	区分	現在の額	改正案
非紹介患者 初診加算料	医科	初診料算定1回につき 5,500円	11,000円
	歯科	同 3,300円	5,500円
再診加算料	医科	再診料算定1回につき 2,750円	3,300円
	歯科	同 1,650円	2,090円

3. 施行期日

令和4年10月1日

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県病院事業について、病院の使用料の額を改定するため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額を改定することとします。（別表第 3 関係）
- (2) この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1および別表第2 省略				別表第1および別表第2 省略			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
使用料				使用料			
種別		区分	金額	種別		区分	金額
省略				省略			
非紹介患者初診加算料	医科	初診料算定1 回につき	5,500	非紹介患者初診加算料	医科	初診料算定1 回につき	11,000
	歯科	同	3,300		歯科	同	5,500
再診加算料	医科	再診料算定1 回につき	2,750	再診加算料	医科	再診料算定1 回につき	3,300
	歯科	同	1,650		歯科	同	2,090
省略				省略			
手数料 省略				手数料 省略			
注1 省略				注1 省略			
2 再診加算料は、滋賀県立総合病院における再診（他の病院（病床数が500未満であるものに限る。）または診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける再診を除く。）の際に徴収する。				2 再診加算料は、滋賀県立総合病院における再診（他の病院または診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受ける再診を除く。）の際に徴収する。			
3から6まで 省略				3から6まで 省略			